

平成30年第4回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

平成30年第4回教育委員会定例会議事日程

平成30年4月24日（火）

午後1時 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務
報告第7号

臨時代理の報告について（多賀城市学校給食センター運営審議会の人事）

臨時代理事務
報告第8号

臨時代理の報告について（多賀城市立図書館運営審議会の人事）

議案第5号

多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について

議案第6号

多賀城市いじめ問題専門委員会の人事について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

平成30年第3回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

3月27日、平成30年第1回市議会臨時会が開催され、前回定例会で臨時代理事務報告しました「平成29年度多賀城市一般会計補正予算（第9号）」及び「平成30年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決されました。

3月30日、3月31日付けで退職となる定年退職者5名、依願退職者1名、再任用期間満了者1名に辞令を交付しました。

4月2日、4月1日付けの人事異動に伴う辞令交付式を行い、新規採用3名、任期付き職員の期間延長1名、再任用等8名、配置換え等23名、併任期間の延長2名、昇任・昇格4名の計41名に辞令を交付しました。

4月11日、「平成30年度第1回仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台市内で開催され、教育長が出席しました。

4月16日、「平成30年度宮城県都市教育長協議会総会」が宮城県庁で開催され、教育長が出席しました。

4月19日、20日の両日、「第69回東北都市教育長協議会定期総会及び研修会」が石巻市で開催され、教育長が出席しました。

■学校教育課関係

4月3日、「平成30年度多賀城市教職員服務宣誓式」を市役所で執り行いました。今年度は、小学校教職員28名、中学校教職員14名の合計42名が本市に着任し、服務宣誓を行いました。

4月9日、市内小中学校の「始業式・入学式」が滞りなく行われ、新年度に入っております。

4月10日現在の児童生徒数は、小学校が新入児童582名を含む3,339名、中学校は新入生徒541名を含む1,635名で、合計4,974名となっております。

■生涯学習課関係

4月11日から17日にかけて、「学校支援地域本部地域教育協議会」を中学校区ごとに開催し、これまでの活動報告と今後の運営について、地域連携担当教員と地域住民の皆さんとの話し合いを行いました。

4月17日、「平成30年度青少年育成センター専任青少年補導員委嘱状交付式及び新年度説明会」を市役所で開催しました。専任青少年補導員6名に委嘱状を交付した後、青少年の健全な育成を目的とした巡回に当たっての注意点等について情報の共有や意見交換を行いました。

4月19日から23日にかけて、「放課後子ども教室（わくわく広場）保護者説明会」を各小学校で開催しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は別表のとおりです。

■文化財課関係

3月23日、「第9回多賀城市歴史的風致維持向上協議会」が市役所で開催され、副教育長、文化財課長及び担当職員が出席しました。平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画について承認されました。

3月26日、「第10回多賀城南門等復元検討委員会議」を市役所で開催し、教育長、副教育長、文化財課長及び担当職員が出席しました。南門等復元実施設計を報告し、南門周辺盛土造成整備の基本方針と方向性について承認されました。

4月19日、「平成30年度第1回「“伊達”な文化」魅力発信推進事業実行委員会」が県庁で開催され、文化財課長及び文化財課等の担当職員が出席しました。平成29年度事業報告、収支決算及び平成30年度事業計画、収支予算について承認されました。

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(平成30年4月17日現在)

開催日	内 容	参加者数	会場
3月23日、 4月13日	地域交流事業「集いの広場」 (子どもたちの学習や異世代交流として公民館体育室、視聴覚室を開放)	58人	大公
3月23日、 4月13日	「健康・スポーツ相談室」 (要望に沿ったアドバイス) 運営：体育施設等指定管理者	2人	総体

3月23日、 26日	「キッズテニス教室」(ジュニアコース) 運営：体育施設等指定管理者	32人	市テ
3月24日	「ケロポンズ ファミリーコンサート」(2回公演) 運営：文化センター指定管理者	2,011人	市会
3月24日	青少年教育事業「子ども映画会」 (ふしぎの国のアリス、忍たま乱太郎ーきまりを守って協力し合うー、いじめっこザルと正直カニさん)	36人	中公
3月24日	「つくってあそぼう！おはなし会とキッズクラフト」 運営：市立図書館指定管理者	24人	市図
3月25日	青少年教育事業「次世代リーダー育成研修」 協力：ジュニアリーダー「エステバン」 講師：NPO法人森林インストラクター協会 運営：中央公民館	19人	青少年の 森ほか
3月25日	成人教育事業「手づくりパン教室」 講師：荒川 英久子氏	9人	山公
3月28日	青少年教育事業 乳の食育「骨の成長に大切なことを考えよう」、「チーズ作りを体験しよう」 講師：雪印メグミルク株式会社	14人	山公
3月29日、 30日、 4月6日	青少年教育事業「子ども広場」 (公民館体育室を子どもたちの交流の場として開放)	149人	大公
4月8日	「大人の食育」 講師：野菜ソムリエプロ 森 瀬礼菜氏	10人	市図
4月12日	成人教育事業「桜と歴史とお団子と！はじめての多賀城跡お花見さんぽ」 講師：コミュニティカフェ&ガイドツアー タガの柵 松村 正子氏	9人	山公
4月14日	「はじめてのリード&トーク社会人のための情報編集法」 講師：(一社) Read For Action協会認定リーディング・ファシリテーター 二階堂 真悟氏	3人	市図
4月15日	「本のソムリエに学ぶ人を育てるコーチング術」 講師：本のソムリエ 二本柳 保氏	9人	市図

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館 市会：市民会館
市図：市立図書館 総体：総合体育館 テニス：市民テニスコート プール：市民プール

平成30年4月24日提出

多賀城市教育委員会
教育長 小畑 幸彦

臨時代理事務報告第7号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

平成30年4月24日提出

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

平成30年3月31日

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について
このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	平成30年3月31日	高砂 弘之	多賀城小学校長

多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿

任期 平成29年7月1日～平成31年6月30日

NO	氏名	職	条例による位置付け	備考
1	高砂 弘之	多賀城小学校長	市立学校の校長	平成30年3月31日 解職
2	高橋 敬	天真小学校長	市立学校の校長	
3	佐々木 智美	城南小学校長	市立学校の校長	
4	長沼 宗則	第二中学校長	市立学校の校長	
5	佐藤 昇	高崎中学校長	市立学校の校長	
6	荒若 健志	多賀城東小学校父母教師会長	児童生徒の保護者	
7	岩見 一美	山王小学校父母教師会事務長	児童生徒の保護者	
8	林 幹字	多賀城八幡小学校父母教師会長	児童生徒の保護者	
9	佐藤 良彦	多賀城中学校父母教師会長	児童生徒の保護者	
10	本郷 友道	東豊中学校父母教師会長	児童生徒の保護者	
11	岡崎 紀之	塩釜保健所環境衛生部次長	関係行政機関の長	
12	叶 佐江子	塩釜地区薬剤師会薬剤師	学識経験者	
13	早坂 浩幸	仙台農業協同組合多賀城支店長	学識経験者	

○委員の構成

市立学校の校長	5
児童生徒の保護者	5
関係行政機関の長	1
学識経験者	2
計	13

～ 多賀城市学校給食センター条例(抜粋) ～

(学校給食センター運営審議会)

第5条 教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市学校給食センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

～ 多賀城市学校給食センター条例施行規則(抜粋) ～

(学校給食センター運営審議会)

第3条 条例第5条の規定による学校給食センター運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 市立学校の校長
- (2) 児童生徒の保護者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) 学識経験者

臨時代理事務報告第8号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

平成30年4月24日提出

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

平成30年3月31日

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

多賀城市立図書館運営審議会の人事について

このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	平成30年3月31日	高砂 弘之	多賀城小学校長
解職	平成30年3月31日	菊地 路子	多賀城東小学校教諭
解職	平成30年3月31日	二階堂 睦美	高崎中学校教諭

多賀城市立図書館運営審議会委員名簿

任期 平成28年6月1日～平成30年5月31日

NO	氏名	職	条例による位置付け	備考
1	高砂 弘之	多賀城小学校長	学校教育関係者	平成30年3月31日 解職
2	松尾 隆治	多賀城中学校長	学校教育関係者	
3	菊地 路子	多賀城東小学校教諭	学校教育関係者	平成30年3月31日 解職
4	二階堂 睦美	高崎中学校教諭	学校教育関係者	平成30年3月31日 解職
5	原 義夫	多賀城市社会教育委員	社会教育関係者	
6	五代儀 良子	多賀城市社会教育委員	社会教育関係者	
7	笹原 うた子	多賀城市婦人会連合会副会長	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	
8	宮城 裕子	図書館ボランティア	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	
9	佐々木 優美	家庭文庫主宰	学識経験者	
10	佐々木 正範	多賀城市子ども会育成連合会 会長	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	

○委員の構成

学校教育関係者	4
社会教育関係者	2
家庭教育の向上に資する活動を行う者	3
学識経験者	1
その他教委員会が必要と認める者	0
計	10

～ 多賀城市立図書館運営審議会条例(抜粋) ～

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育に関係する者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

議案第 5 号

多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	平成 3 0 年 5 月 1 日	中鉢 裕	多賀城小学校長

平成 3 0 年 4 月 2 4 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿

任期 平成29年7月1日～平成31年6月30日

NO	氏名	職	条例による位置付け	備考
1	中鉢 裕	多賀城小学校長	市立学校の校長	平成30年5月1日委 嘱
2	高橋 敬	天真小学校長	市立学校の校長	
3	佐々木 智美	城南小学校長	市立学校の校長	
4	長沼 宗則	第二中学校長	市立学校の校長	
5	佐藤 昇	高崎中学校長	市立学校の校長	
6	荒若 健志	多賀城東小学校父母教師会長	児童生徒の保護者	
7	岩見 一美	山王小学校父母教師会事務長	児童生徒の保護者	
8	林 幹字	多賀城八幡小学校父母教師会 長	児童生徒の保護者	
9	佐藤 良彦	多賀城中学校父母教師会長	児童生徒の保護者	
10	本郷 友道	東豊中学校父母教師会長	児童生徒の保護者	
11	岡崎 紀之	塩釜保健所環境衛生部次長	関係行政機関の長	
12	叶 佐江子	塩釜地区薬剤師会薬剤師	学識経験者	
13	早坂 浩幸	仙台農業協同組合多賀城支店 長	学識経験者	

○委員の構成

市立学校の校長	5
児童生徒の保護者	5
関係行政機関の長	1
学識経験者	2
計	13

～ 多賀城市学校給食センター条例(抜粋) ～

(学校給食センター運営審議会)

第5条 教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市学校給食センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

～ 多賀城市学校給食センター条例施行規則(抜粋) ～

(学校給食センター運営審議会)

第3条 条例第5条の規定による学校給食センター運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 市立学校の校長
- (2) 児童生徒の保護者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) 学識経験者

議案第 6 号

多賀城市いじめ問題専門委員会の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	平成 30 年 5 月 1 日	佐々木 克敬	宮城県多賀城高等学校長
委嘱	平成 30 年 5 月 1 日	佐々木 正範	青少年健全育成多賀城市民会議会長
委嘱	平成 30 年 5 月 1 日	飯田 典美	市立学校評議員代表
委嘱	平成 30 年 5 月 1 日	齋藤 昭雄	多賀城市人権擁護委員
委嘱	平成 30 年 5 月 1 日	後藤 百合子	宮城県仙台保健事務所技術副参事兼技術次長
委嘱	平成 30 年 5 月 1 日	石井 アケミ	医師
委嘱	平成 30 年 5 月 1 日	平泉 拓	臨床心理士
委嘱	平成 30 年 5 月 1 日	千葉 信博	宮城県中央児童相談所主幹
委嘱	平成 30 年 5 月 1 日	高木 努	塩釜警察署生活安全課長

平成 30 年 4 月 24 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿

任期 平成30年5月1日～平成32年4月30日

NO	氏名	職	条例による位置付け	備考
1	佐々木 克敬	宮城県多賀城高等学校長	教育関係	
2	佐々木 正範	青少年健全育成多賀城市民会議	福祉関係	
3	飯田 典美	市立学校評議員代表	教育関係	多賀城中学校
4	齋藤 昭雄	多賀城市人権擁護委員	法律関係	
5	後藤 百合子	宮城県仙台保健福祉事務所技術副参事兼技術次長	医療関係	塩釜保健所 母子・障害第二班
6	石井 アケミ	医師	医療関係	宮城県塩釜医師会
7	平泉 拓	臨床心理士	心理関係	宮城県臨床心理士会
8	千葉 信博	宮城県中央児童相談所主幹	福祉関係	
9	高木 努	塩釜警察署生活安全課長	法律関係	

○委員の構成

教育関係	2
法律関係	2
医療関係	2
心理関係	1
福祉関係	2
計	9

～ 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例(抜粋) ～

第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会

(設置)

第6条 法第14条第3項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第7条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第8条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員(以下この章において「委員」という。)は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。